

4 管理方針

第4章 管理方針

第1 計画の位置付け

県有林管理計画は、山梨県県有林野管理規程（昭和37年8月31日山梨県訓令甲第34号）に基づき樹立しています。

1 管理の目的（管理規程第2条）

国土の保全その他森林の公益的機能を確保しつつ、森林資源の質的向上及び重要な林産物の持続的な供給を図り、もって県民の福祉の増進に資すること

2 管理の方針（管理規程第2条の2）

（1）多様な林分の造成を行い、持続可能な森林経営を図ること

（2）森林資源の有効活用及び維持管理のために必要な林道その他の施設を拡充すること

（3）国土の保全及び水資源の涵養^{かん}のため必要な施設を拡充すること

3 計画の期間（管理規程第3条第2項）

5年毎に樹立する10年計画とし、本計画の期間は、2021（令和3）年4月1日から2031（令和13）年3月31日まで

第2 基本方針

持続可能な社会を実現するための世界共通の目標であるSDGs[※]や、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う新しい生活様式等、近年の社会、経済情勢の変化を踏まえ、国際基準に基づく持続可能な森林管理を推進するとともに、「やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン」が目指す「林業の成長産業化の実現」に寄与していくことを基本方針とします。

● 国際基準に基づく森林管理の推進

～森林が有する多様な機能の強化・利活用～

FSCが定める国際基準に基づき、環境・社会・経済の調和した持続可能な森林管理をさらに推進します。

● 林業の成長産業化の実現への寄与

～効率的な施業による充実した森林資源の持続的な利用の推進～

県内林業の中核として、生産性の高い施業により利用期を迎えた森林資源の循環利用を推進します。

※SDGsとは

2015（平成27）年9月に開催された国連サミットにおいて「持続可能な開発のためのアジェンダ」が採択され、2030年までに達成すべき17のゴールと169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（Sustainable Developments Goals:SDGs）」が世界共通の目標として掲げられました。

特に、目標の15番目では、陸域生態系の保護や持続可能な森林の経営が掲げられており、持続可能な森林管理の重要性が示されています。

さらに、FSCが定める10の原則と70の基準は、SDGsの14の目標と40項目のターゲットに貢献するとされています。



（出展：FSCジャパンHP）

第3 重点的に取り組む事項

1 国際基準に基づく森林管理の推進

(1) 水土保全機能の強化

本県の良質で豊かな水を育む水源上流域の森林を中心に、針広混交林や広葉樹林への誘導等、多様な森づくりを推進します。

また、近年の台風の大型化や、記録的な豪雨の発生等の気象の変化を踏まえ、急傾斜地においては土砂の流出を防止する針広混交林への誘導、道路等の公共インフラ周辺においては倒木による被害の防止を図るなど、安全・安心な生活を守る適切な森林管理を推進します。

【計画量】 針広混交林への誘導 (単位：ha)

	本計画	前計画	増減
針広混交林誘導	4,000	4,496	△ 496

(2) 保健休養機能の利活用促進

ウィズ・コロナ社会に対応した県有林の保健休養機能の利活用を促進するため、観光、教育、健康等の分野と連携した森林体験プログラムや、アウトドア・スポーツを楽しむ場を提供していきます。

【指標】 森林公園等の利用促進 (単位：千人/年)

	目標 (令和7年度末)	現状 (令和元年度利用実績)
森林公園等の利用者数	843	642

(3) 県産F S C 認証材のブランド化

恩賜林御下賜110周年を記念するフォーラムの開催や、企業と連携した認証材製品のPR活動、国内最大のF S Cの森である県有林の紹介等の情報発信などによりF S Cの認知度向上を図り、F S C認証を取得している県有林材の付加価値を高め、ブランド化を推進していきます。

【指標】 県産F S C 認証材の認知度

	目標 (令和7年度末)	現状
県民のF S C 認知度	50%	35%

※ 現状値35%は、令和元年度に実施した「県政モニター・アンケート」において、F S Cを知っていると回答した率です。

2 林業の成長産業化への寄与

(1) 充実した森林資源の有効活用

利用期を迎えた人工林資源を中心に計画的な伐採を行い、森林資源の循環利用を推進することにより、県内林業・木材生産業の振興に寄与します。

【計画量】 木材供給の推進 (単位：m³)

	伐採種別	本計画	前計画	比較増減	前計画比(%)
伐採量	主伐	755,000	500,000	255,000	151
	間伐	205,000	250,000	△ 45,000	82
	合計	960,000	750,000	210,000	128

(2) 効率的な森林施業の推進

低密度植栽やICTの活用、伐採と造林を連続して行う「一貫作業システム」等、効率的な施業を積極的に導入し、森林施業の低コスト化を図るとともに、こうした先進的な技術を民有林に普及していきます。

【計画量】 一貫作業システムの実施 (新規) (単位：ha)

	計画量
実施面積	300

(3) 広葉樹資源の利活用を推進

環境問題等に起因する天然林材の輸入量の減少等により国産広葉樹材が注目される中、充実した県有林広葉樹資源を付加価値の高い家具やフローリング等に利活用していくため、新たなサプライチェーンの構築など利活用の仕組みづくりを進めていきます。

【計画量】 有用広葉樹材の供給 (新規) (単位：m³)

	計画量
材積量	35,000

第4 その他

1 県行分収林と一体的な管理の推進

林業公社の廃止（P8）に伴い県が承継した県行分収林は、昭和町、忍野村、山中湖村、鳴沢村を除く23市町村にわたり、その面積は7,700haに及んでいます。

県行分収林は、公益的機能の維持増進を図りながら高い収益を目指して行く必要があるため、分収林管理方針に基づき、県有林と近接する分収林は県有林と一体的に管理していきます。

また、県有林から離れた県行分収林にあっては、周辺の民有林との集約化を進めることで、効率的な管理を推進することとします。

<分収林管理方針の概要>

県行分収林の適切な管理に必要な事項に関する方針を定めたもの（平成28年3月策定）で、そのうち「森林整備・経営に関する事項」の概要は次のとおり。

- 1 林況情報の把握と今後の管理
 - ・林況調査を行うとともに分収林管理システムにより一括管理する。
- 2 県行分収林の保育施業基準
 - ・県有林の施業基準との整合を図りながら標準的な保育施業基準を設定する。
- 3 採算性等を向上させる取り組みと今後の取扱い
 - ・県有林の属人森林経営計画に県行分収林を追加し、造林補助金を活用しつつ県有林と一体的に管理する。
 - ・県有林と近接する分収林は、県有林側から既設林道等を延長し、収穫間伐の低コスト化を図る。
 - ・小規模、孤立、公道と接続していない等の分収林は、周辺民有林との集約化による一体的な路網整備などにより収穫間伐の低コスト化を図る。
- 4 契約期間延長に対応した森林管理
 - ・広葉樹林又は針広混交林に誘導するための手法として、天然更新を基本とし、生育している広葉樹は母樹として保残、天然更新が見込めない場合は必要最低限の植栽を行う。
- 5 収穫・販売方法
 - ・収穫方法は、契約期間を延長しない箇所では皆伐、契約期間を延長する箇所は1／3程度の抜き切りを3回行う。
 - ・契約期間を延長する箇所は、2回目の抜き切りまでは造林補助金を活用した収穫間伐とし、3回目を主伐とする。